

令和7年度 重点事業調書

（子ども・福祉部）

- | | |
|-------------------------------|----------|
| 1 少子化対策総合推進事業 | ・ ・ ・ 2 |
| 2 保育・介護等一体的まちづくり推進モデル事業 | ・ ・ ・ 8 |
| 3 子ども・子育て支援環境の充実
（保育人材の確保） | ・ ・ ・ 10 |
| 4 県庁内保育施設 設置計画策定事業 | ・ ・ ・ 14 |
| 5 民生委員担い手確保対策事業 | ・ ・ ・ 16 |
| 6 孤独・孤立対策プラットフォーム事業 | ・ ・ ・ 18 |
| 7 子ども虐待防止総合強化事業 | ・ ・ ・ 20 |
| 8 子どもの貧困の解消に向けた対策事業 | ・ ・ ・ 24 |

（保健医療部）

- | | |
|----------------------------------|----------|
| 1 おかやまママ安心サポート事業 | ・ ・ ・ 28 |
| 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム
構築推進事業 | ・ ・ ・ 34 |

重点事業調書

担当部局・課名		子ども・福祉部子ども未来課 保健医療部健康推進課、医療推進課、疾病感染症対策課 県民生活部中山間・地域振興課、人権・男女共同参画課 産業労働部労働雇用政策課			
重点事業の名称		少子化対策総合推進事業			
第4次 生き生き プラン	重点戦略	I 結婚・子育ての希望がかなう社会の実現			
	戦略の図	1 出会い・結婚応援プログラム	2 妊娠・出産・子育て支援プログラム	3 子育てと仕事の両立支援プログラム	
	施策	1 重点 社会全体で出会い・結婚を応援する気運の醸成 2 重点 結婚の希望をかなえる環境の整備 3 推進 結婚への関心の後押し 4 推進 結婚生活の応援	1 重点 子育てにやさしい社会づくり 2 重点 地域ぐるみの子育て支援 3 重点 切れ目のない母子保健等の強化 4 重点 妊娠・出産に関する正しい知識の普及と相談体制の充実 6 推進 子育ての実感や安心感を得る場の提供	1 重点 企業等による子育て支援の取組の促進 2 重点 男性の育児休業取得促進に向けた環境の整備 3 重点 男女がともに協力して子育てをする意識の醸成 5 推進 安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる「しごと」応援	
第3期 創生 戦略	基本目標	1 結婚・子育ての希望をかなえる			
	対策	1 結婚・子育ての希望をかなえる少子化対策の推進（自然減対策）			
	政策パッケージ	1 - ① 結婚の希望をかなえる環境づくり 1 - ② 妊娠・出産の希望がかなう環境づくり 1 - ③ 子育て支援の充実 1 - ④ 結婚・子育てと仕事の両立支援の充実			
終期設定(年度)	R9	予算区分	一般	事項名	子どもを健やかに生み育てる活動推進費等
現状、課題、必要性	【現状】 ・本県の令和5(2023)年の合計特殊出生率は1.32である。(中国5県で最低) ・一方で、平成24(2012)年から令和5(2023)年までの12年間の出生数の減少率は、中四国9県の中で一番低く、直近の令和5年の人口千人当たり出生率でも中四国1位である。 ・一組の夫婦が持つ子どもの数(完結出生児数)は、1972年から2002年までの30年間は2.2人前後で推移し、直近の2021年でも1.9人と、出生数や合計特殊出生率が大幅に低下したとと比較すると、それほど減っていない。一方、結婚の状況をみると、本県の50歳時未婚率(生涯未婚率)は、2020年時点で、男性26.01%、女性16.6%と、1970年と比較すると男性は約18倍、女性は7.4倍と、未婚化が大きく進み、また同時に晩婚化も進んでいる。 ・令和6(2024)年度県民満足度調査において、「若い世代の出会い、結婚、妊娠、出産の希望がかなう環境になっている」の項目は、20ある調査項目の中で、満足度が最下位である一方、重要度は第6位である。 ・県内の男性育児取得率が13.4%(令和2(2020)年度)から50.1%(令和5(2023)年度)と増加傾向にある中、国が令和5(2023)年度に策定した「こども未来戦略」においては、令和12(2030)年に85%とする目標が掲げられている。 ・10年間の世代別の転入・転出状況を見ると、就職期に相当する20代前半の人口減が突出している。				
	【課題】 ・合計特殊出生率が上がらない要因として、「未婚女性の増加」があげられる。令和5(2023)年度県民意識調査では、結婚したくてもできない理由として、「相手に出会いそうにない」という理由が最も多くなっている。このほかの要因として、「女性が産む子どもの数の減少」があげられ、背景には身体的(不妊・年齢)、心理的(家族が非協力、不安)、経済的、環境的(子育て環境が整っていない等)な課題がある。 ・子育てと仕事を両立しやすい職場環境づくりには、企業と連携した取組が不可欠であり、令和5(2023)年度に実施した県内企業の子育て支援に関する調査では、9割を超える事業所が「子育て支援に取り組むべき」と回答しているが、実際に積極的に取り組んでいる事業所は多くない。 ・令和5(2023)年度県民意識調査では、男女とも7割以上が「仕事も家庭も両立したい」と回答しているものの、実際には、男性の3割が「仕事を優先」、女性の3割が「家庭生活を優先」としているとの回答である。				

	【必要性】 ・他県や市町村、民間など様々な主体との連携により、中・長期的な視点で、結婚から、妊娠・出産、子育てまで、ライフステージに応じた支援に取り組む必要がある。 ・結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえ、出生率を向上させるため、「男女ともに安心して子育てと仕事を両立できる職場環境づくり」、「出産・子育ての前段階となる結婚への支援」、「結婚・子育てに対する社会全体の空気感の醸成」に、特に注力して進めているが、少子化対策において、非嫡出子割合が少ない社会背景の下では、まずは結婚支援が重要である。 ・婚姻数を増やすためにも、若い世代の地元定着を促進する必要がある。 ・県内企業の子育て支援に関する調査では、行政に対して「他の企業の取組事例の紹介」「取組企業の積極的PRによるイメージアップ」「企業活動へのインセンティブの付与」を求める声が一定数みられる。また、子育て支援の取組状況には、経営者の意識や社風が大きく影響していることから、取組状況に応じた支援や経営者等の意識改革が必要である。
事業内容	I 「結婚支援」の一層の強化（結婚・子育てを希望する人を全力で応援） 【結婚への“一歩”を後押しする】 1 新規官民連携結婚支援イニシアチブ事業《29,979千円》 終期：R8 恋愛や婚活に関する事業を実施している民間事業者や情報通信事業者等と連携を図り、それぞれの強みを生かした取組を展開するとともに、若年世代をターゲットにした情報発信や、恋愛・婚活イベントの実施等により、結婚気運の醸成を促進する。 2 新規結婚新生活支援パワーアップ事業《15,000千円》 結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用の補助を行う市町村に対して、経費の一部を支援する。 ・国交付金対象外となる独自の結婚新生活支援を行う市町村の負担軽減 補助率：1/2、補助上限：5～10万円/世帯 【女性の流出を防止する】 3 拡充女性活躍推進事業（再掲）（県民生活部） 男女がともに安心して子育てしながら働ける職場づくりや女性の職場等での活躍を推進するため、女性管理職との交流会や学生のキャリアデザイン講座の開催等に取り組む。 4 新規関西に進学した女子学生Uターン促進事業（岡山移住・定住促進パワーアップ事業） （再掲） 終期：R8（県民生活部） Uターンの促進に係る課題等を協働して解決することを目的とした交流・研究の場を企画し、将来のライフデザインを描ききっかけづくりや、卒業後のUターンを促進し、社会減・自然減対策を一体的に加速させる。 【価値観・慣習を変える】 5 新規従業員の子育て支援応援事業《14,856千円》 子育てと仕事の両立支援に取り組む企業をバックアップするため、従業員の子育て支援の取組を行う企業に対し、助成金を交付する。（先着100社） 補助率：1/2、補助上限：10万円/企業 6 拡充“男性育休が当たり前社会へ”男性育休休業取得等促進事業 《119,809千円》 終期：R8（県民生活部） 企業に対し、男性の育休取得期間に応じた奨励金を支給するとともに、男女ともに育休を取得しやすい組織風土となるよう経営層や管理職等の意識改革のためのセミナーを実施する。また、子育てと仕事の両立支援や女性活躍推進に、特に積極的に取り組む企業への奨励金加算を行う。 7 拡充結婚・子育てライフデザイン講座事業《3,910千円》 子育て中の方とのワークショップ等を取り入れたライフデザイン講座を開催するとともに、学生や若手社会人が、自らの希望する人生設計について考えるきっかけとなるリーフレットを作成する。 8 拡充「子育て家庭留学プログラム」事業《6,900千円》 終期：R8 将来の結婚や子育て、仕事との両立に関心や不安のある若い世代を対象に、子育て体験や先輩パパ・ママとの交流を通して、将来設計を支援する。 ・子育て家庭留学 ・先輩パパ・ママ交流会 等 【気運を醸成する】 9 新規県庁内保育施設 設置計画策定事業（再掲） 終期：R7 企業等の子育て支援の取組促進を図るため、県庁が率先して子育てと仕事を両立できる環境整備に取り組み、県庁内保育施設の設置計画に係る具体的検討を行う。

10 拡充結婚、出産、子育て応援キャンペーン事業《10,926千円》 終期：R8

結婚、出産、子育てを後押しするため、「こどもまんなかマナーアップ県民運動」を実施し、社会全体で子育てを応援する気運を醸成する。

II 企業とのタイアップ

11 働きやすい・安心して子育てできる職場づくり応援事業

(1) 経営者等の意識醸成推進事業《9,099千円》 終期：R8

経営者等が子育て支援に、より前向きに取り組む意識を醸成するため、エリアセミナーを実施（産業労働部と共同）する。

(2) 企業版子育て支援情報展開事業《6,100千円》 終期：R8

子育て支援の取組が進んでいない企業を後押しするため、ポータルサイトや優良事例集（産業労働部と共同作成）により、国や自治体の支援制度の情報提供や、優良事例の横展開を図る。

(3) 子育て応援宣言企業等取組推進事業《16,150千円》 終期：R8

子育て支援に取り組んでいる企業のさらなる取組推進のため、「おかやま子育てしやすい職場アワード」を引き続き実施するとともに、アドバンス企業のメリットの拡充や情報発信の強化を図る。

12 若者と企業リーダーとの交流事業（再掲） 終期：R8（産業労働部）

大学生や県内企業の若手社員等の若者と企業の経営者等が、働き方改革等の関心事項をテーマに意見交換等を行うとともに、その概要を県内企業等に周知する。

III 結婚の“壁”対策

13 拡充おかやま出会い・結婚サポートセンター事業《120,752千円》 終期：R8

おかやま出会い・結婚サポートセンターを拠点に、結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」を運営する。縁むすびネットの利便性向上のためのシステム改修を行うとともに、登録無料キャンペーンを展開する。

14 おかやま結婚応援・気運醸成プロジェクト事業《16,884千円》

(1) 企業等との連携事業《3,300千円》 終期：R7

企業や他県との連携や、地域資源を活用したイベント等により、出会いの機会を提供するとともに、結婚に向けた気運の醸成を図る。

(2) 戦略的広報活動事業《13,584千円》 終期：R8

「おかやま縁むすびネット」のPR動画作成のほか、インターネットや新聞を活用した広告等、多様な媒体を活用して、縁むすびネットの会員加入促進及び結婚気運の醸成に向けた効果的な周知・広報を行う。

15 結婚応援パスポート事業《7,398千円》 終期：R8

新婚夫婦や結婚を希望するカップルが、協賛店舗に提示することで特典を受けられる「おかやま結婚応援パスポート」をアプリで運用するとともに、利用促進イベントを実施する。

IV 空気感の醸成Ⅲ 空気感の醸成

16 拡充同窓会等開催支援事業《10,000千円》 終期：R8

同窓会開催経費の補助や、出会いイベントの実施または開催経費の補助を行う市町村に対して、経費の一部を支援する。あわせて、都市圏において、岡山にゆかりがある若い世代の交流会を実施する。

・市町村への支援 同窓会開催支援：補助率1/2 出会いイベント開催・開催支援：補助率1/4～1/2

V ライフステージに応じた切れ目のない支援

【ライフデザイン構築支援】

17 赤ちゃんふれあい感動！体験等事業《380千円》 終期：R7（保健医療部）

中学生等が、赤ちゃんや母親等と直接ふれあう体験を通じ、男女ともに子どもを生み育てていく喜び、重みについて理解を促す機会を提供する。

18 未来のハピ&ママを育てる出前講座等推進事業《2,112千円》 終期：R7（保健医療部）

講師を派遣し、中・高校生向けに妊孕性に関する出前講座を開催する。また出前講座講師養成のための研修や講師のフォローアップ研修を行う。

【妊娠・出産支援】

19 風しん抗体検査助成事業《7,845千円》（保健医療部）

主として先天性風しん症候群の予防のため、予防接種が必要である者を効率的に抽出するための抗体検査を医療機関で実施し、検査費用を助成するとともに、事業周知や風しんに関する正しい知識の普及啓発を行う。
（岡山市、倉敷市は事業を別途実施）

20 おかやママ安心サポート事業（再掲）（保健医療部）

医療、母子保健、福祉等の関係者が協働し、保健医療の諸課題の改善に取り組み、妊娠・出産、子育てを「オールおかやま」で支える仕組みを整備することにより、安心して産み育てられる魅力ある地域づくりを進める。

- ・**新規**不妊治療費助成事業
- ・小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業
- ・おかやママ妊娠・出産サポートセンター事業
- ・**新規**遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業 **終期：R7**
- ・**新規**妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業 **終期：R8**
- ・産後ケア事業の体制強化事業 **終期：R8**
- ・新生児聴覚検査機器購入補助事業 **終期：R8**
- ・**拡充**新生児マススクリーニング検査（拡大部分）補助事業
- ・小児救急電話相談（＃8000）及び家庭の看護力強化事業 **終期：R8**
- ・おかやママ安心サポート協議会運営事業 **終期：R8**
- ・少子化社会に対応する妊娠・出産・子育て地域モデル構築事業 **終期：R8**

【子育て支援】

21 ももっこカード利用促進事業《4,391千円》 **終期：R7**

子育て応援パスポート「ももっこカード」をアプリで運用し、利用者ニーズ等を踏まえた拡張を行う。

22 おかやま子育て応援宣言企業活性化事業《3,985千円》 **終期：R7**

おかやま子育て応援宣言企業制度の更なる活性化に向け、登録企業の訪問指導等により取組向上を図る。

23 パパ・グランパ・グランマカアップ事業《2,826千円》 **終期：R7**

新たにパパになる方等を対象に、男性育休の取得促進等を図る講座を実施する。また、子育て応援BOOK（パパ編、グランパ・グランマ編）を作成・配布する。

24 地域の子育て応援事業《3,956千円》 **終期：R7**

ももっこステーションや子育てカレッジを中心に、子育てイベントを開催し、子育て家庭の交流、子育て支援団体の連携を図り、子育てを楽しむ環境をつくる。

VI 市町村との連携

25 少子化対策に挑戦する市町村バックアップ事業《38,549千円》 **終期：R8**

各地域の実情に応じたオーダーメイド型での効果的な少子化対策を推進するため、国の少子化対策地域評価ツールを活用して、市町村の現状分析から課題の把握、対策の検討、事業実施まで、2年間にわたり人的、財政的に伴走支援を行う。（3クールで実施）

26 **新規**少子化分析市町村支援事業《486千円》 **終期：R7**

令和6（2024）年度に作成した市町村支援のための3つのツールの効果的な活用を促し、少子化対策事業の立案に繋げるための説明会を開催する。

VII 子どもの“声”の反映

27 子どもが主役プロジェクト《550千円》 **終期：R8**

子どもの意見を、子どもに関する事業実施に活かすため、子どもを対象としたアンケートを実施する。

事業の意図 効果等	【意図】 ・民間事業者や市町村等と連携した結婚支援や、企業による従業員の子育て支援への助成金交付等、焦点を絞った取組を追加し、結婚や子育てを希望する人への応援を強化する。 ・企業経営者の意識改革や、企業の取組の後押し、積極的に取り組む企業へのメリット供与等により、男女ともに安心して子育てをしながら仕事ができる職場環境づくりを進める。 ・結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」の機能強化や利用促進、結婚の気運醸成、多彩な催しによる出会いの場の提供、新婚生活・カップルの応援により、出会い・結婚への関心を後押しするとともに、結婚の希望をかなえるための支援を強化し、さらなる成婚数増加を図る。 ・若い世代の気持ちに届く情報・機会の提供や、結婚・子育てを応援するキャンペーンの実施により、若い世代の結婚・子育てへの関心や実感につなげるとともに、社会全体で結婚や子育てを応援する気運の醸成を図る。 ・少子化対策に意欲的に取り組む市町村への支援や、令和6(2024)年度に整備した地域の現状把握や分析を行うツールを活用して、市町村による地域の実情に応じた少子化対策の立案・実施を効果的に支援していく。 【効果】 ・一人でも多くの人の結婚や子どもを持つことに対する希望がかない、子どもを健やかに生み育てられるための環境を整え、合計特殊出生率の向上及び出生数の増加につなげる。					
事業目標	事業	生き活き指標、重要業績評価指標(KPI) 等		現状値	目標値	差
	10、24、25、26	生き活き合計特殊出生率		1.32(R5)	1.37(R10)	0.05
	10、24、25、26	生き活き出生数		11,575人(R5)	12,238人(R10)	663人
	13、14	生き活きおかやま出会い・結婚サポートセンターが関わった成婚数		521組(R5)	1,000組(R10)	479組
	1、2、11、15	生き活き婚姻率		3.7(R5)	3.9(R10)	0.2
	18	生き活き妊娠と年齢の関係について正しく知っている県民の割合		55.6%(R5)	70.0%(R10)	14.4%
	21	ももっこカードの新規協賛店数		年96店(R3～R5平均)	年100店(R10)	4店
	6、11、22	生き活きおかやま子育て応援宣言企業「アドバンス企業」認定数		151社(R5)	440社(R10)	289社
事業費の見積もり	6、23	生き活き14日以上の男性の育児休業取得率		39.2%(R6)	50.4%(R10)	11.2%
	区 分	R6 予算額	R7 予算額	R8 見込額	R9 見込額	R10 以降見込額
	事業費(単位:千円)	400,406	452,843	400,385	40,362	
	財源内訳	国 庫	114,403	143,550	94,507	8,489
		起 債				
		その他特定財源				
		一 般 財 源	286,003	309,293	305,878	31,873

少子化対策総合推進事業

これまで 中長期に取り組む施策

ライフステージに応じた
切れ目のない支援

(ライフデザイン ～ 出会い・結婚
～ 妊娠・出産 ～ 子育て)



R6(2024) 3つの視点に特に注力

- ・企業とのタイアップ
- ・結婚の“壁”対策
- ・空気感の醸成



継続・踏襲しつつ

R7(2025) さらに焦点を絞り重点的に展開

「結婚支援」の一層の強化！

結婚に対する個々人の考えや自由な選択が尊重されることを前提に

結婚・子育てを希望する人を全力で応援！！

そのための 女性・若者が住み続けたいくなる環境づくり！
「働きがい」「暮らしやすさ」

◆女性の流出を防止する
～定住・還流の促進～

新 女子学生のUターン促進

新 女性・若者に向けた情報発信

〔県内の企業情報や岡山の強みを
県内外の女性・若者に向け発信〕

拡 女性の活躍推進



◆価値観・慣習を変える
～アンコンシャス・バイアスの解消～

★企業の意識・風土の変革促進

新 従業員の子育て支援応援

拡 男性育休取得促進



★当事者の意識改革、ロールモデル体感

拡 ライフデザイン講座

拡 子育て家庭留学



◆結婚への“一歩”を
後押しする

★「はじめの一歩」の後押し

新 民間事業者とのタイアップ
(官民連携結婚応援イニシアチブ事業)

拡 縁むすびネット登録無料キャンペーン

★「決め手の一歩」の後押し

新 住まいの支援
(結婚新生活支援パワーアップ事業)



◆気運を醸成する

～前向きな空気感と“当たり前”の景色～

★県自らの取組

新 県庁内保育所の設置



★社会全体の取組

拡 こどもまんなかマナーアップ県民運動

拡 同窓会等開催支援

・結婚応援パスポートの普及促進



出生数増のカギは… “女性・若者が輝く岡山”

重 点 事 業 調 査

担当部局・課名		子ども・福祉部福祉企画課					
重点事業の名称		保育・介護等一体的まちづくり推進モデル事業					
第4次 生き生き プラン	重点戦略	Ⅰ 結婚・子育ての希望がかなう社会の実現			Ⅳ 安心で豊かさが実感できる地域の創造		
	戦略の方向	2 妊娠・出産・子育て支援プログラム			2 福祉サービス推進プログラム		
	施策	2 重点地域ぐるみの子育て支援			1 重点地域包括ケアシステムの深化・推進		
第3期 創生 戦略	基本目標	1 結婚・子育ての希望をかなえる			4 地域の活力を維持する		
	対策	1 結婚・子育ての希望をかなえる少子化対策の推進（自然減対策）			4 地域の持続的発展のための活力の維持		
	課題パッケージ	1-③ 子育て支援の充実			4-④ 医療・福祉の確保		
終期設定(年度)	R8	予算区分	一般	事項名	福祉資源一体的活用推進費		
現状、課題、必要性	【現状】 - 人口減少や高齢化が進み、集落機能や地域活力の低下により、地域の存続が危ぶまれている。 - 子どもや高齢者など各分野の人的・物的資源を、これまでどおり縦割りで別々に運営していくやり方では、それぞれで過不足が生じて合理性を欠くなど、住民ニーズに十分に、かつ持続的に応えていくことができない状況になりつつある。 【課題】 - 地域や個々が抱える課題が多様化・複雑化・複合化し、よりきめ細かな支援や包括的な支援が求められる中、とりわけ小規模な市町村においては、各種福祉関連の施設・サービスを、地域の規模等に応じて、どう維持し提供していくかが課題となっている。 - 多様なニーズや国の制度改正等に適切に対応しながら、質の高い保育、福祉・介護サービスを提供するための人材確保は、ますますの課題となっている。 【必要性】 - こうした状況に鑑み、将来を見据え、これまで整えてきた貴重な資源（施設や人材等）を、地域のニーズや規模等に合わせて有効に生かしながら、複合的・重層的につながり合う仕組みづくりに、県と市町村が連携して取り組む必要がある。						
	事業内容	新規保育・介護等一体的まちづくり推進モデル事業《6,739千円》 保育や介護等に係る資源（施設、人材等）の一体的な活用に向けて研究・検討に取り組む市町村に対し、県として、2年間にわたり人的・財政的に伴走支援する。 （補助対象者）市町村 （補助率）1/2 （補助上限額）各年度1市町村あたり1,000千円 （対象資源例）施設：保育施設、介護施設、公民館、福祉センター、廃校跡 人材：保育士や介護士等の専門職、NPO等活動団体、地域住民 （市町村の取組内容）方向性等検討のための協議体設置、現状や課題の詳細分析、計画策定など					
事業の意図・効果等	【意図】 - 子どもや高齢者など各分野の福祉資源（施設や人材等）を、地域のニーズや規模に合わせて有効に活用する。 - 一体化により、持続可能なダウンサイジングを進める。 【効果】 - 保育・介護等の一体的な活用に取り組む市町村を支援することで、施設や人材等の有効活用が図られ、持続可能なまちづくりが実現するとともに、優良事例として他市町村へ横展開することで、取組の拡大が期待できる。						
事業目標	事業	生き生き指標、重要業績評価指標(KPI) 等			現状値	目標値	差
事業費の見積もり	区 分		R6 予算額	R7 予算額	R8 見込額	R9 見込額	R10 以降見込額
	事業費(単位：千円)			6,739	6,739		
	財源内訳	国 庫					
		起 債					
		その他特定財源					
一 般 財 源			6,739	6,739			

重点事業調書

担当部局・課名		子ども・福祉部子ども未来課			
重点事業の名称		子ども・子育て支援環境の充実（保育人材の確保）			
第4次 生き生き プラン	重点戦略	I 結婚・子育ての希望がかなう社会の実現			
	戦略の方向	3 子育てと仕事の両立支援プログラム			
	施策	4 重点 保育人材の確保・定着と職場環境の改善			
第3期 創生 戦略	基本目標	1 結婚・子育ての希望をかなえる			
	対策	1 結婚・子育ての希望をかなえる少子化対策の推進（自然減対策）			
	政策パッケージ	1-③ 子育て支援の充実 1-④ 結婚・子育てと仕事の両立支援の充実			
終期設定(年度)	R9	予算区分	一般	事項名	子ども・子育て支援新制度等事業費
現状 課題 必要性	【現状】 ・ 保育所等の保育施設における待機児童数は年々減少しているものの、解消には至っていない。また、特定の保育所等を希望するなどの理由で、国が定める待機児童の定義に該当せず、待機児童として計上されていない児童も依然として多数存在する。 ・ 県内の保育士養成校において所定の課程を修了後、保育士登録を行い、保育施設へ就職する人の割合は、約7割（県内保育施設への就職率は約4割）に留まっている。 ・ 医療的ケア児や発達障害児など、特別な支援を必要とする子どもの受入れのほか、保護者の就労を要件としない、国の「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が令和8（2026）年度から全自治体で実施とされているなど、多様化する保育ニーズに対応するためには、保育人材の確保、定着が不可欠である。 【課題】 ・ 待機児童が発生している市町村によると、待機児童解消に向けた最大の課題は保育士確保であり、特に県北エリア、県西エリアにおいては、保育士確保が非常に困難な状況にある。 ・ 不適切保育に関する報道や、保護者対応への不安等から保育士になることをためらうケースもある中、養成校の学生に対して保育現場の現状を正確に理解する機会を提供する必要がある。 ・ 医療的ケア児や発達障害児をはじめとする障害児の保育所等への受入れや、こども誰でも通園制度などの国の新たな制度創設など、保育施設は多様な保育ニーズへの対応が迫られている中、保育士確保・定着と並行して、保育の質や専門性の向上も図っていく必要がある。 【必要性】 ・ 保育士不足の解消には、賃金面の処遇改善だけでなく、ICT導入や保育士をサポートする人材の配置などにより、業務の負担軽減を図る必要がある。また、潜在保育士の就職支援や、県内保育士養成校卒業生の県内保育施設への就職促進、さらに現任保育士の離職防止のための就業継続支援が必要である。 ・ 子どもの人権への配慮など、保育の質や専門性を向上させるための研修により、さらなる人材育成に取り組む必要がある。				
	1 保育人材確保等対策強化《39,401千円》 終期：R7 (1) 拡充市町村と連携した広域的な保育士確保 保育の実施主体である市町村と連携し、保育士確保の取組を強力に推進する。 ・ 保育の仕事就職相談会の開催 ・ 保育職場等体験ツアーの開催 ・ 保育職場インターンシップへ参加する学生や受入れ保育施設等への経費支援 ・ 市町村の保育士募集一括発信 ・ 市町村との連携体制の強化（「県・市町村子育て支援施策推進会議」の開催） ・ 市町村と保育士養成校との連携支援（県が仲介） (2) 保育士・保育所支援センター登録者への就職支援 保育士・保育所支援センターのコーディネーターが、求職者の職場見学に同行するなど、復職に向けたきめ細かな伴走支援を行い、潜在保育士の掘り起こしと就業支援等に取り組む。また、登録者を増やすため、コーディネーターによる保育士養成校訪問などの取組を強化する。				

	(3) 拡充保育施設の職場環境改善 保育施設の管理者等を対象とした職場環境改善のための現場対応力向上セミナーや、カスタマーハラスメント対応セミナー、また若手保育士を対象とした交流会の開催などにより、管理職のマネジメント能力の向上や、現任保育士の離職防止を図る。また、保育施設の実情に応じて専門家による個別実地相談指導を行い、職場環境の改善を図る。 2 保育体制の整備 (1) 拡充保育士の負担軽減《32,560千円》 終期：R8 保育士の負担軽減に資する取組を促進するための県単独事業を実施する。 ・保育の周辺業務を担う保育支援者（無資格者）の公立保育施設への配置支援 ・保育業務のさらなる ICT 化推進に向けた、市町村・保育施設向けシステム相談会（ICT 見本市）の開催 (2) 保育対策総合支援事業費補助金《76,347千円》 終期：R7 国の保育対策総合支援事業費補助金を活用し、保育士の負担軽減や保育体制の整備等に取り組む市町村を支援する。 ・保育体制強化事業 【国 1/2 県 1/4 市町村 1/4】 ・保育補助者雇上強化事業 【国 3/4 県 1/8 市町村 1/8】 ・医療的ケア児保育支援事業 【国 1/2 県 1/4 市町村 1/4】 ・保育環境改善等事業 【国 1/3 県 1/3 市町村 1/3】 3 保育士修学資金貸付事業《24,675千円》 保育士養成校に在学する優秀な学生に修学資金の支援を行い、県内保育施設への就職促進を図る。 （貸付額）1人当たり最大1,600千円（2年間分） ・修学資金 50千円/月・人 ・入学準備金 200千円/人 ・就職準備金 200千円/人 4 保育士等キャリアアップ研修事業《16,472千円》 技能・経験に応じた処遇改善の加算要件となる保育士等キャリアアップ研修の充実を図るため、集合研修及びeラーニングによる研修を実施する。 5 放課後児童支援員等研修事業《8,851千円》 放課後児童クラブに従事する職員等に対して必要となる知識や技能を修得するための研修を実施する。 6 子育て支援員研修事業《5,401千円》 子育て支援の担い手となる人材確保、育成のため、子育て支援の各事業に従事することを希望する者に対して必要となる知識や技能を修得するための研修を実施する。 7 地域限定保育士試験事業《14,337千円》 終期：R8 国の地域限定保育士制度の全国展開（法改正を前提）に合わせ、地域限定保育士試験を実施し、さらなる保育士確保を図る。 県が実施する地域限定保育士試験の合格者（県外受験者も含む）に対し、受験手数料を全額補助し、県内保育施設への就職を促進する。
事業の意図・効果等	【意図】 ・保育士の新規就労、離職防止、再就職支援、保育施設の整備及び保育施設職員に対する研修等を実施することにより、保育人材の確保と質の向上を図る。 【効果】 ・市町村や保育士養成校との連携の下、保育士・保育所支援センターに登録する保育士や保育施設の増加を目指すとともに、よりきめ細かい人材マッチングを行うことにより、県内保育施設への就職促進が図られる。 ・保育士修学資金の貸付により、保育士養成校卒業生の県内保育施設への就職を促すことができる。 ・保育現場におけるリーダー的職員を育成する研修を実施し、保育士の専門性の向上と処遇改善が図られることにより、保育人材の確保・定着につながる。 ・地域の実情に応じた多様な保育ニーズに対応するため、市町村における保育施設の体制整備が推進される。

	・地域限定保育士制度の導入により、保育士試験受験の機会が増え、さらなる保育士確保につながる。 ・市町村と保育士養成校との連携強化により、学生に県北等の地域に愛着を持ってもらうことができ、新卒者の県内就職につながる。						
事業目標	事業	生き活き指標、重要業績評価指標(KPI) 等			現状値	目標値	差
	1	生き活き保育士・保育所支援センターが関わった保育所等への就職者数			436 (R5)	748 (R9)	312
事業費の見積もり	区 分		R6 予算額	R7 予算額	R8 見込額	R9 見込額	R10 以降見込額
	事業費(単位：千円)		159,978	218,044	102,196	55,399	
	財源内訳	国 庫	64,097	82,304	43,165	37,568	
		起 債					
		その他特定財源	369	376	376		
		一 般 財 源	95,512	135,364	58,655	17,831	

保育人材の確保

<ない手（保育士）を増やす！>

- ◆ 県内養成校と全面タイアップ
 - ◆ 広域エリアでの就職相談会
 - 大規模な保育の仕事就職相談会を開催
 - 市町村と養成校を仲介
 - 新 市町村と保育士養成校との連携支援
 - 保育の魅力を伝達
 - ◆ イメージアップ広報
 - ICT活用等により働きやすい職場づくりが進む
 - 保育の現場を動画等で紹介
 - アピール効果を試行
 - ◆ 保育士募集のエリア一括発信
 - 市町村の保育士募集を県において発信
 - 新たな制度を活用
 - ◆ 「地域限定保育士」制度の導入
 - 国が全国展開を図る地域限定保育士制度をいち早く導入（※法改正を前提）

保育現場に

<多様な人材を生かす！>

- 保育士の負担軽減
 - ◆ 保育補助者等の配置支援
 - 国補助制度を活用し、保育補助者（公立・私立）や保育支援者（私立）の配置経費を支援
 - 拡 公立保育施設への保育支援者の配置支援
 - 単県事業として、公立保育施設への保育支援者配置経費を支援

市町村

連携強化

＜連携体制の強化＞
課題共有・情報交換の場
（「県・市町村子育て支援施策推進会議」の開催）

保育士養成校
（大学・短大）

連携強化

- 保育士確保、就職・復職支援
 - マッチング、潜在保育士の掘り起こし、コーディネーターによる園への見学同行
- 相談支援、現任保育士のフォロー
 - 随時の相談対応、研修会等
- 拡 ○ 離職防止、職場環境改善
 - 相談支援、管理者等向けセミナー（カスハラ対応セミナー、小児科医による現場対応力向上研修等）

県保育士・保育所支援センター

早いうちから

<学生と国・地域との「つながり」をつくる！>

- ◆ センターへの登録促進
 - 学生のうちから保育士・保育所支援センターへの登録を促進し、早期支援
- ◆ 保育職場等体験ツアー
 - 学生を対象とする保育職場等見学会（保育の様子・園の方針、住まい等の地域の状況）
- ◆ 保育職場インターンシップ助成
 - インターンシップに係る費用助成（学生の旅費等）

<頑張る保育士を応援する！>

- ◆ 若手保育士の交流会
 - 若手保育士が悩み等を共有・相談できる場づくり

<DXで職場環境を改善する！>

- ◆ ICT機器導入支援
 - 保育現場で活用できるICT機器の見本市を開催
- ◆ 個別実地相談指導
 - 保育現場の課題に応じた個別実地相談指導



重点事業調書

担当部局・課名		子ども・福祉部子ども未来課 総務部人事課、財産活用課					
重点事業の名称		県庁内保育施設 設置計画策定事業					
第4次 生き生き プラン	重点戦略	Ⅰ 結婚・子育ての希望がかなう社会の実現					
	戦略の旨	3 子育てと仕事の両立支援プログラム					
	施策	1 重点企業等による子育て支援の取組の促進 3 重点男女がともに協力して子育てをする意識の醸成					
第3期 創生 戦略	基本目標	1 結婚・子育ての希望をかなえる					
	対策	1 結婚・子育ての希望をかなえる少子化対策の推進（自然減対策）					
	政策パッケージ	1-④ 結婚・子育てと仕事の両立支援の充実					
終期設定(年度)	R7	予算区分	一般	事項名	子ども・子育て支援新制度等事業費		
現状 課題 必要性	【現状】 ・厚生労働省「令和4年度仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査研究事業（労働者調査）」によると、「妊娠・出産、子の育児等を理由とした具体的な離職理由」について、「仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立が難しかったため」と答えた割合が、正社員（女性）は45.8%、非正社員（女性）も30.0%で、いずれも最も高い。 ・同調査で、「利用すれば仕事を続けられたと思う支援・サービス」をみると、「安心して子供を預けられる預け先（保育園、託児所、ベビーシッター、学童保育等）」と答えた割合が、正社員（女性）は44.8%、非正社員（女性）は43.2%となっている。 ・厚生労働省「令和5年度雇用均等基本調査」によれば、事業者の67.2%が、育児のための所定労働時間の短縮措置等の従業員の子育て支援制度を導入しており、支援内容については、「事業所内保育施設」が4.1%となっている。 【課題】 ・子どもを産み育てやすい環境づくりや、優秀な人材の雇用・定着を図るためには、事業主自らが、仕事と子育てを両立できる職場環境の整備に取り組むことが求められる。 【必要性】 ・職員の仕事と子育ての両立支援の取組や職場の理解・雰囲気づくりの取組を、県が自ら率先して県民の目に見える形で進め、県内の民間事業所におけるこれらの取組を後押しすることにより、子育てに対する社会の雰囲気や流れを変えていく必要がある。						
	新規県庁内保育施設 設置計画策定事業《4,452千円》 保育室をはじめ、洗面設備、トイレ、空調、採光等の施設・設備面での計画策定に加え、適切な運営体制の検討を基に運営マニュアルや備品リスト等の整備を行う。						
事業の意図・効果等	【意図】 ・県内企業をはじめとする民間事業者に対して、県庁が率先して子育てと仕事を両立できる環境整備に取り組むことで、企業等の子育て支援の取組を促進する。 ・事業所内（庁内）に保育施設を整備することにより、これから子育てを行う職員の不安払拭や、子育て中の職員に対する職場の理解・配慮の促進につなげる。 【効果】 ・県庁自らが職員向け保育施設を設置することにより、県内企業などの民間事業者や、これから結婚、出産を考える県民に対し、子育てと仕事の両立を率先して支援する県の姿勢が伝わり、民間事業者の子育て社員に対する理解と支援が広がることが期待できる。						
事業目標	事業	生き生き指標、重要業績評価指標(KPI) 等			現状値	目標値	差
事業費の見積もり	区 分		R6 予算額	R7 予算額	R8 見込額	R9 見込額	R10 以降見込額
	事業費(単位：千円)			4,452			
	財源内訳	国 庫					
		起 債					
		その他特定財源					
		一 般 財 源		4,452			

重点事業調書

担当部局・課名		子ども・福祉部地域福祉課					
重点事業の名称		民生委員担い手確保対策事業					
第4次 生き生き プラン	重点戦略	Ⅳ 安心で豊かさが実感できる地域の創造					
	戦略の方向	2 福祉サービス推進プログラム					
	施策	8 推進共に支え合う地域づくりの推進					
第3期 創生 戦略	基本目標						
	対策						
	政策パッケージ						
終期設定(年度)	R9	予算区分	一般	事項名	社会福祉事業助成費		
現状・課題・必要性	【現 状】 - 民生委員は、地域住民の身近な相談相手として、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐ役割を務めている。 - 全国的に委員の充足率の低下が続いており、県内の一部地域においても、長期欠員が生じている状況である。 - また、委員の高齢化が進み、担い手不足の一因となっている。 【課 題】 - 委員の充足率の低下や高齢化により、今後一層の担い手不足が見込まれ、多くの自治体において担い手の確保が喫緊の課題である。 - 昨今の社会的孤立、貧困、虐待、引きこもり等、多様化・複雑化する地域の課題に加え、近年頻発・激甚化する災害時を想定する中で、地域の身近な相談役として、見守りや相談支援などを行い、支援を必要とする住民を行政や専門機関へとつなぐ民生委員の職務の重要性は増している。 【必要性】 - 民生委員の欠員は、地域住民が適切な行政・福祉サービスを受ける機会の喪失につながる可能性があり、継続的な担い手確保が必要である。 - 国の「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」において、「民生委員の担い手確保対策事業」が拡充され、地方自治体の創意工夫による、民生委員が活動しやすい環境の整備が求められている。						
	事業内容	新規民生委員担い手確保対策事業《12,000千円》 民生委員の担い手を確保するには、地域の実情や課題に応じた独自の取組が必要であり、市町村（指定都市・中核市を除く）が実施する、民生委員の活動しやすい環境の整備や担い手確保に向けた、民生委員の「業務負担の軽減」、「理解度の向上」及び「多様な世代の参画」に資する事業に必要な経費の一部を補助する。					
事業の意図・効果等	【意 図】 - 委員が活動しやすい環境を整備することで、業務負担を軽減し、民生委員に対する困難なイメージを払拭する。 - 多様な世代へ向けて、活動内容の周知や地域の社会活動への参画を促すことで、民生委員について関心・理解を深める。 【効 果】 - 業務負担等の理由による委員の退任をなくし、継続的に担い手を確保するとともに、多様な世代が活動に関心を持ち、潜在的な候補者として地域につなげていくための仕組みづくりが図られる。						
	事業	生き生き指標、重要業績評価指標(KPI) 等			現状値	目標値	差
事業目標							
事業費の見積もり	区 分		R6 予算額	R7 予算額	R8 見込額	R9 見込額	R10 以降見込額
	事業費(単位：千円)			12,000	12,000	12,000	
	財源内訳	国 庫		8,000	8,000	8,000	
		起 債					
		その他特定財源					
		一 般 財 源		4,000	4,000	4,000	

新 民生委員担い手確保対策事業

令和7年度予算額

12,000千円（一財：4,000千円）
（国1/2、県1/4、市町村1/4）

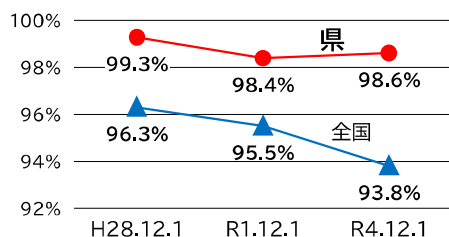
※県数値は、いずれも岡山市・倉敷市を除く。

民生委員制度の現状

1. 充足率の低下

充足率（委員定数に対する委嘱数の割合）は、全国的に低下しており、県内も中長期的に、減少・横ばい傾向が続いている。

【民生委員の充足状況（全国及び県※）】

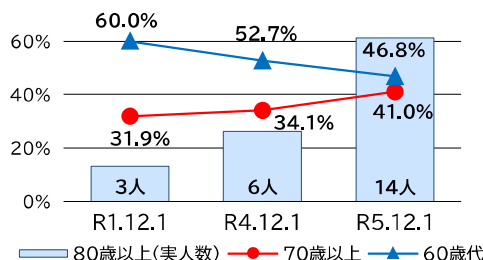


H28.12.1時点 充足率 99.3%
（全国 96.3%）
↓
R4.12.1時点 充足率 **98.6%**
（全国 93.8%）
▲0.7%

2. 委員の高齢化

委員の高齢化も進んでおり、将来にわたる継続的な担い手確保が厳しい状況といえる。

【民生委員の年齢割合（県※）】



R1.12.1時点 70歳以上: 31.9%
（うち80歳以上: 3人）
↓
R5.12.1時点 70歳以上: **41.0%**
（うち80歳以上: 14人）
+9.1%

課題

- ・ 民生委員の不足が今後一層懸念される一方で、地域住民の抱える課題が多様化するなど、民生委員の担うべき役割は増大し、また重要性も増している。
- ・ 民生委員の不在は、地域住民が適切な行政・福祉サービスを受ける機会の喪失にもつながりかねない。
- ・ 委員の負担軽減や認知度向上等による、**新たな担い手確保が喫緊の課題**である。

事業内容

市町村における民生委員の活動しやすい環境の整備や担い手確保に向けた取組を支援

令和7年度は、
3市町村で実施予定

認知度・理解度の向上

こども民生委員

「こども民生委員」の委嘱による保護者等への理解促進



市町村での取組みイメージ

民生委員



地域福祉推進のリーダー的存在

サポート体制の構築

民生委員協力員

民生委員の活動を補佐する「民生委員協力員」の設置



地域住民

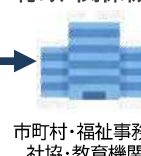


高齢者・障害者・子ども・子育て家庭等

相談・支援

世帯の把握
相談・援助
情報提供

行政・関係機関



つなぎ役

意見具申
連絡・通報
調査・協力

多様な世代の参画

学生によるPR活動

大学生や高校生によるSNSを活用した周知・広報活動



業務負担の軽減

ICTの活用

活動しやすい環境整備のためタブレット端末等のICTの活用



民生委員の負担軽減・担い手確保へ！！

重 点 事 業 調 書

担当部局・課名		子ども・福祉部地域福祉課						
重点事業の名称		孤独・孤立対策プラットフォーム事業						
第4次 生き生き プラン	重点戦略	Ⅳ 安心して豊かさが実感できる地域の創造						
	戦略の方向	2 福祉サービス推進プログラム						
	施策	8 推進共に支え合う地域づくりの推進						
第3期 創生 戦略	基本目標							
	対策							
	政策パッケージ							
終期設定(年度)		R9	予算区分	一般	事項名	社会福祉事業助成費		
現状 課題 必要性	【現 状】 ・新型コロナの感染拡大が終息した後にあっても、今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれており、孤独・孤立問題の深刻化が懸念される状況である。 ・このため、令和5(2023)年に「孤独・孤立対策推進法」が成立し、令和6(2024)年4月から施行されており、令和6(2024)年6月には推進法に基づく国の重点計画が決定された。							
	【課 題】 ・孤独・孤立は、人生のあらゆる場面で誰にでも起こりうるものであり、社会全体で対応すべき問題である。 ・問題に至らないようにする「予防の観点」が重要である。 ・孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とすることが必要である。							
	【必要性】 国の「孤独・孤立対策推進本部」を司令塔として、「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」に基づく取組が進められており、地方における推進体制として、県に対しては地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築による取組基盤の整備が求められている。							
事業内容	新規孤独・孤立対策プラットフォーム事業《6,706千円》 県内の官・民・NPO等の多様な主体の連携による新たな孤独・孤立対策プラットフォームを立ち上げるとともに、会員用ポータルサイトを立ち上げ、孤独・孤立対策に関する先進事例の紹介や情報共有などを行うことなどにより、会員相互の交流を促進する。 また、孤独・孤立対策の機運の醸成に向けたシンポジウムや、支援を行う人材確保に向けた研修会を開催する。							
事業の意図 効果等	【意 図】 ・官・民・NPO等の多様な主体が対等に相互につながる水平的な連携の基盤となる孤独・孤立対策プラットフォームを構築する。 ・多様な主体がプラットフォームへ参画することで、孤独・孤立の状態にある当事者等に対する関心・理解を深める。							
	【効 果】 ・県内の多様な主体が参画する孤独・孤立対策の推進体制を構築することにより、地域の実情に応じた孤独・孤立対策の推進が図られる。							
事業目標	事業	生き生き指標、重要業績評価指標(KPI) 等				現状値	目標値	差
事業費の見積もり	区 分		R6 予算額	R7 予算額	R8 見込額	R9 見込額	R10 以降見込額	
	事業費(単位：千円)			6,706	6,706	6,706		
	財源内訳	国 庫		3,353	3,353	3,353		
		起 債						
		その他特定財源						
		一 般 財 源		3,353	3,353	3,353		

新 孤独・孤立対策プラットフォーム事業

令和7年度予算額

6,706千円（国1/2、県1/2）

現
状

新型コロナ感染拡大後以降、交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等により、社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化

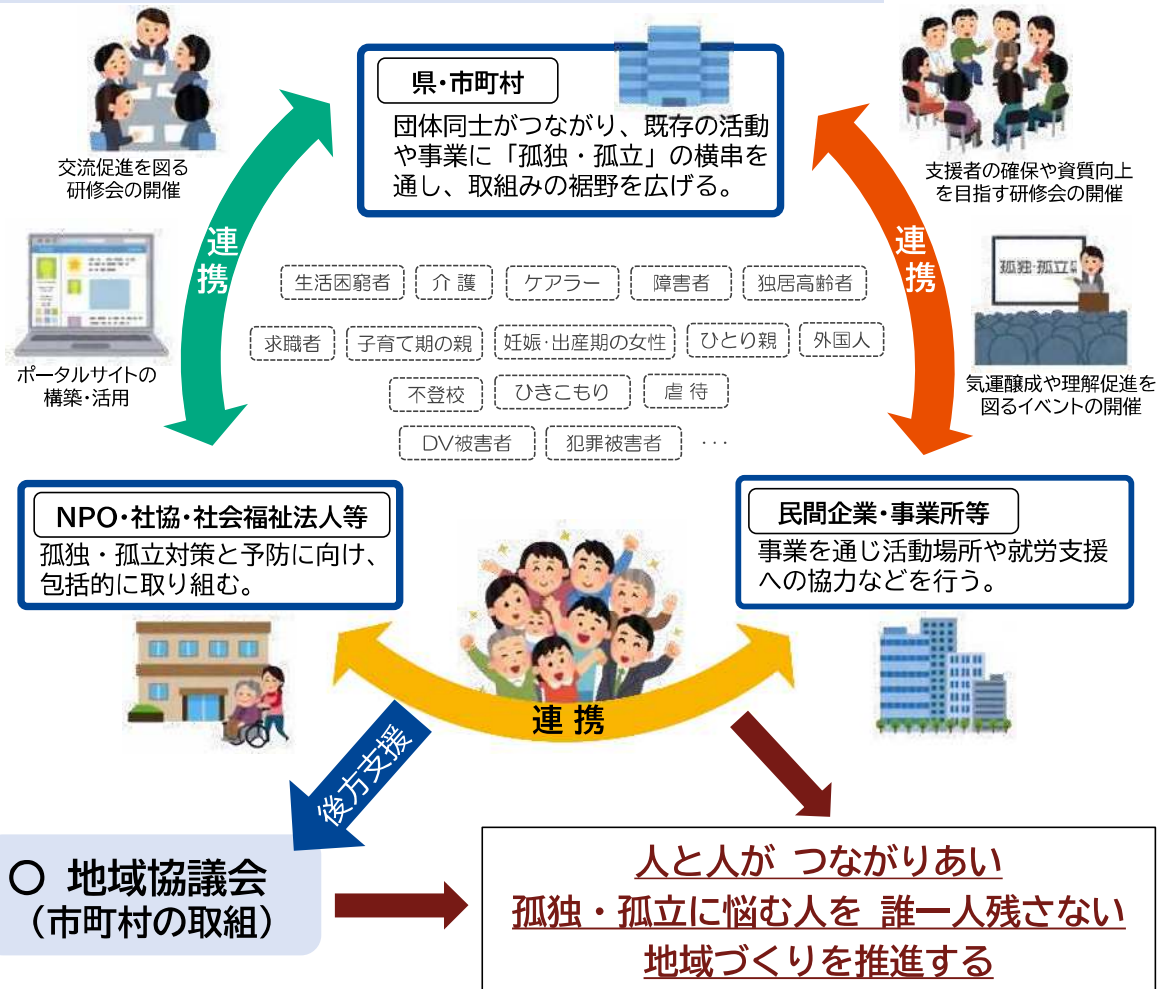
課
題

- ・孤独・孤立は、人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るものであり、社会全体で対応しなければならない問題
- ・問題に至らないようにする「予防」の観点が重要
- ・孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とすることが必要

対
策

- ・より多くの方に孤独・孤立対策を認識してもらうため、官・民・NPO等の連携体制(プラットフォーム)の構築
- ・孤独・孤立対策の普及・啓発活動の実施
- ・相談機関などの情報が網羅されたポータルサイトの構築

○ 孤独・孤立対策 官民連携プラットフォーム（県の取組）



重 点 事 業 調 書

担当部局・課名		子ども・福祉部子ども家庭課			
重点事業の名称		子ども虐待防止総合強化事業			
第4次 生き生き プラン	重点戦略	Ⅳ 安心で豊かさが実感できる地域の創造			
	戦略の旨	3 子ども・若者支援プログラム			
	施策	1 重点子どもと家族を見守り支える地域づくり 4 推進子ども虐待防止のさらなる強化 5 推進社会的養育の推進			
第3期 創生 戦略	基本目標	1 結婚・子育ての希望をかなえる			
	対策	1 結婚・子育ての希望をかなえる少子化対策の推進（自然減対策）			
	政策パッケージ	1ー③ 子育て支援の充実			
終期設定(年度)	R11	予算区分	一般	事項名	児童相談所事業費、児童福祉施設事業費 等
現状、課題、必要性	【現状】 ・本県児童相談所における令和5(2023)年度の子ども虐待相談対応件数は、1,510件（対前年度比24%増）で、近年、増加傾向が続いている。 ・全国的にも、子どもやその親、家族を取り巻く環境は厳しく、困難な状況にあることから、子どもや家族に対する包括的な支援のための体制を強化し、子どもの権利の擁護が図られた施策を推進するため、国は、児童福祉法を改正し、令和6(2024)年4月から施行された。 ・改正児童福祉法では、家庭支援事業等の新たな事業の創設、里親支援等の制度の拡充、市町村におけるこども家庭センターの設置の努力義務化などが規定された。 ・令和6(2024)年度に県社会的養育推進計画の中間見直しを行い、令和2(2020)～令和5(2023)年度の実績を踏まえた計画の評価と令和11(2029)年度までの目標設定を行うこととしている。				
	【課題】 ・子どもの最善の利益を図るためには、子ども支援者を含む県民意識の醸成に加え、権利の主体である子ども自身が、「子どもの権利」「虐待防止」「ヤングケアラー」「予期せぬ妊娠」等を理解し、助けを求めることができるよう情報提供することが必要であるが、子ども・若者等に対する啓発は十分ではない。 ・令和6(2024)年度から始まった家庭支援事業や社会的養育自立支援拠点事業への対応が必要であるほか、こども家庭センターの設置数が10市町村に留まっているなど（令和6(2024)年4月1日現在）、増加する子ども虐待相談等に対応するための体制整備に各関係機関が十分に対応できているとは言えない。 ・児童養護施設や里親、自立援助ホームなどで原則18歳未満まで支援を行っている一方で、施設の退所者等や、虐待経験がありながらも公的支援につながらなかった者への支援は十分ではない。				
	【必要性】 ・子どもに対する「子どもの権利」「虐待防止」「ヤングケアラー」「予期せぬ妊娠」等の啓発と併せて、こども基本法で定めるこども施策の基本理念、子どもの意見の反映等について啓発し、県民意識を醸成していく必要がある。 ・市町村こども家庭センターの設置状況に応じた課題分析を行い、整備や運営改善等を支援していく必要がある。 ・児童相談所や市町村、児童養護施設等に対し運営費等の支援を行うこと等により各機関の体制強化を図る必要がある。 ・改正児童福祉法等を踏まえ、これまで支援が十分とは言えなかった、虐待経験がありながらも公的支援につながらなかった者等に対する支援を実施するための相談体制を強化する必要がある。				

事業内容	1 虐待防止の意識醸成 拡充児童虐待防止対策推進事業《3,488千円》 終期：R9 子どもの虐待防止を推進するため、子どもの支援者の資質向上を図るとともに、子どもを含む県民、関係機関・団体等に対する普及啓発活動を継続的に実施し、虐待防止に向けた気運の醸成を図る。 2 市町村の機能強化《31,714千円》 (1)市町村こども家庭センターサポート事業《1,866千円》 終期：R9 市町村こども家庭センターの設置状況に応じた課題分析を行い、解決に向けて取組を進めていくため、研修会、あり方検討会、事例検討会や検討の成果報告会を実施する。 (2)子育て家庭支援基盤整備事業《3,270千円》 社会的養護に係る子どもの権利が守られる体制の構築を推進していくとともに、親子関係の修復や再構築を図るための支援を県や市町村、施設等の関係機関が協働して行える体制の構築を推進していくため、市町村が実施する事業に対し補助を行う。 (3)新規子育て家庭相談等支援基盤整備事業《26,578千円》 社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等への支援や、家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援を推進するため、市町村が実施する事業に対し補助を行う。 3 児童相談所の機能強化 新規児童相談所業務効率化促進事業《46,507千円》 終期：R9 児童相談所において子どもの支援に多くの時間を充てることができるよう、ICTツール（タブレット等）を活用したシステムを導入し業務の効率化を図るとともに、紙の資料をデータ化の上、システム上に集約することで情報の検索性、情報共有の効率性の向上を図る。 4 里親委託等の推進 拡充里親養育包括支援事業《20,077千円》 終期：R9 里親支援の強化のため、一時里親制度の活用等により新規里親の開拓や制度の普及啓発を行うとともに、里親登録前後等における研修の実施、子どもと里親のマッチング、里親委託中や解除後の支援など、里親・里子への包括的なフォローアップ体制の整備を図る。 5 児童養護施設の人材確保・人材育成 児童養護施設職員等資質向上事業《1,046千円》 終期：R9 児童養護施設職員等の人材育成及び確保（離職防止）につなげ、施設職員の資質向上とともに児童への処遇の向上を図るため、児童養護施設等の職員の研修受講支援を行う。 6 社会的養護経験者等の自立支援 拡充社会的養護自立支援拠点事業《29,051千円》 終期：R9 社会的養護経験者や、虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等の孤立を防ぎ、必要な支援につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。
事業の意図・効果等	【意図】 - 子どもを含む県民や関係機関、団体等に対し、子どもの権利、虐待防止、ヤングケアラー、予期せぬ妊娠等について周知・啓発することにより、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための気運の醸成を図ること。 - 改正児童福祉法の趣旨等を踏まえ、児童相談所や市町村、地域の相談支援体制を強化し、より一層子どもの権利を保障するとともに、包括的な支援の拡充を図ること。 - 社会的養護経験者や、虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等の自立を支援することにより、包括的な支援の拡充を図ること。

	【効果】 ・子どもの権利が保障され、安心して安全に暮らし、自分らしく可能性を発揮して生きていけるようになる。 ・市町村こども家庭センターサポート事業により、こども家庭センターを設置する市町村は、年3か所ずつ増加 ・子どもが家庭的な環境で養育を受けることができるよう、里親委託等の推進を図ることにより、里親等委託率がさらに増加						
事業目標	事業	生き活き指標、重要業績評価指標(KPI) 等			現状値	目標値	差
	3(1)	生き活きこども家庭センターの設置市町村数			10(R6)	19(R9)	9
	5	里親等委託率			33 (R6)	50 (R9)	17
事業費の見積もり	区 分		R6 予算額	R7 予算額	R8 見込額	R9 見込額	R10 以降見込額
	事業費(単位：千円)		34,083	131,883	134,920	109,459	59,696
	財源内訳	国 庫	12,273	36,149	12,291	11,823	
		起 債					
		その他特定財源	4,444	44,373	44,373	44,373	59,696
	一 般 財 源	17,366	51,361	78,256	53,263		

重点事業調書

担当部局・課名		子ども・福祉部子ども家庭課			
重点事業の名称		子どもの貧困の解消に向けた対策事業			
第4次 生き生き プラン	重点戦略	Ⅳ 安心して豊かさが実感できる地域の創造			
	戦略の方向	3 子ども・若者支援プログラム			
	施策	3 推進子どもの貧困対策の推進			
第3期 創生 戦略	基本目標	1 結婚・子育ての希望をかなえる			
	対策	1 結婚・子育ての希望をかなえる少子化対策の推進（自然減対策）			
	政策パッケージ	1-③ 子育て支援の充実			
終期設定(年度)	R9	予算区分	一般	事項名	ひとり親家庭等福祉対策費
現状 課題 必要性	【現状】 - 令和4年国民生活基礎調査によると、児童のいる全世帯の平均年収以下で生活している相対的貧困世帯に属する児童は約9人に1人であり、また、ひとり親の2人に1人が相対的貧困状態と深刻な状況である。 - 令和6(2024)年に民法の一部を改正する法律が成立し、養育費債権に優先権を付与及び法定養育費制度の導入がされたほか、別居中の親子交流や父母以外の親族が子との交流を家庭裁判所へ申し立てられるようになるなど親子交流を促す制度が創設された。 - 令和6(2024)年に改正・成立した「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」では、国の大綱において「ひとり親世帯の養育費受領率」を国が新たに定めることとなった。 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」では、「地方公共団体は、こどもの貧困の解消に向けた対策を実施する責務を有する」「地方公共団体は、民間の団体が行う貧困の状況にあるこども及びその家族に対する支援に関する活動を支援するため、財政上の必要な措置を講ずる」と明記された。				
	【課題】 - ひとり親家庭の貧困の要因の一つとして養育費を受け取れていないことが指摘されている。 - 母子家庭のうち、養育費の取決めをしている割合は46.7%、実際に養育費を受け取っている割合は28.1%であり、4人に1人しか養育費を受け取れていない。 - 相対的貧困世帯に属する子どもは、適切な養育、教育、進路、体験などの機会があらゆる場面において剥夺されることが多く、貧困世帯の子どももまた貧困世帯の親となる「貧困の連鎖」が指摘されている。 - 令和5(2023)年に認定NPO法人全国こども食堂支援センターむすびえが発表した「こども食堂全国箇所数調査」において、本県の校区充足率は12.43%であり、子どもの居場所の数は増加しているものの偏在が課題となっている。 - 子どもの居場所を実施している民間団体は、運営や人材確保に苦慮している団体が多く、特に昨今の物価高騰の影響により、寄附金や食材などの調達に苦労している。				
	【必要性】 - 子どもの貧困を解消するためには、ひとり親の経済的自立が不可欠であり、適正な養育費を受け取ることができるよう市町村等の関係機関と連携した相談対応や経費の補助を行い、養育費確保の支援を行う必要がある。 - 離婚前後の親は時間的、精神的に追い詰められている方が多く、養育費確保を含めた生活支援などの全般的な支援を行う必要がある。 - 家庭の代わりに地域の大人が子どもに関わり合い、子どもへの食事、生活習慣の形成、学習支援、体験の提供などを実施する子どもの居場所を増やしていく必要がある。 - これまでの重点事業で形成したこどもの居場所を実施している民間団体間のネットワークを継続し、企業や大学等との連携を開拓しながら、食材や情報を共有することで運営体力を高めるほか、団体間の横のつながりを強化し、子どもへの対応力の強化を図る必要がある。				
事業内容	1 親への支援（養育費等確保支援）《6,971千円》				
	(1) 拡充シングルマザー等応援事業《309千円》				
	離婚前後の親やひとり親に接する機会の多い市町村職員や相談機関の職員を対象に、養育費に関する研修を実施し、相談対応能力の向上を図る。				
事業内容	(2) 新規ひとり親への情報提供事業《398千円》				
	離婚前後の情報やひとり親への支援策をまとめた「ひとり親家庭サポートブック」をリニューアルするなど、離婚前後の親やひとり親に対して分かりやすい情報提供を行う。				

事業内容

(3)新規ひとり親家庭支援センター弁護士相談支援事業《275千円》

県ひとり親家庭支援センターが実施するひとり親への相談において、センターが必要と判断した場合には、弁護士等の専門家による相談を実施し、センターの相談機能の強化を図る。

(4)拡充公正証書作成支援事業《900千円》

養育費の受領率向上のため、養育費の取決めに係る公正証書を作成したひとり親（福祉事務所未設置町在住）に対し、公証手数料などの作成に要した経費を補助する。
(補助率) 定額 30千円/人

(5)新規離婚前後の生活・就業支援事業《5,089千円》

離婚前後のひとり親は、養育費確保だけでなく離婚手続きや就業問題などの困難を抱えている方が多く、特に必要と認められる方について、生活・就業全般の寄り添い支援を実施する。

2 社会資源を活用した子どもへの支援《18,054千円》

(1)子どもの居場所づくり促進事業《3,250千円》

地域住民やNPO等が子ども食堂などの子どもの居場所を新設する際に、その立ち上げ経費を補助し、子どもの居場所の活動を支援する。
(補助対象者) 民間団体（補助内容）家具購入費、機器購入費等（補助率）定額 300千円/団体

(2)拡充全県版おかやま子ども支援ネットワーク事業《12,651千円》

これまでに県民局ごとに形成した、困難な問題を抱える子どもへの支援を行っている民間団体間でのネットワークを全県に統一し、企業や大学等との連携を強化し、食材や情報を共有することで、子どもの居場所の運営体力を高めるほか、研修会等の開催を行い、居場所同士の連携や子どもへの対応力の強化を図る。

(3)新規岡山県子ども食堂応援ファンド事業《2,153千円》

県内外の個人や企業から子ども食堂を応援するための寄附金を募り、県内の子ども食堂への運営費として配布することにより、子ども食堂の持続可能な活動を支援する。

事業の意図、効果等

【意図】

・市町村や県民局、民間団体において、養育費確保のための相談対応の強化を図ること。

・養育費の取決め内容を公正証書化し、継続的に養育費を確保できるひとり親を増やすこと。

・離婚前後にある様々な困難を抱える親について、養育費確保だけでなくその生活や就業など全般的に寄り添い支援を行うことで、安定し自立した生活を送ることができるひとり親を増やすこと。

・子どもの居場所の立ち上げ経費を支援することで、多くの子どもの居場所を設置し、子どもが利用しやすい環境を作ること。

・活動経費に乏しい子どもの居場所をネットワーク化することで、食材や情報、運営ノウハウを共有することができ、持続可能な活動ができる環境を作ること。

【効果】

・子どもの居場所づくり促進事業により、子どもの利用しやすい居場所が増加する。令和9(2027)年度までに30ヵ所増加することを目指す。

事業目標

事業	生き活き指標、重要業績評価指標(KPI) 等		現状値	目標値	差

事業費の見積もり

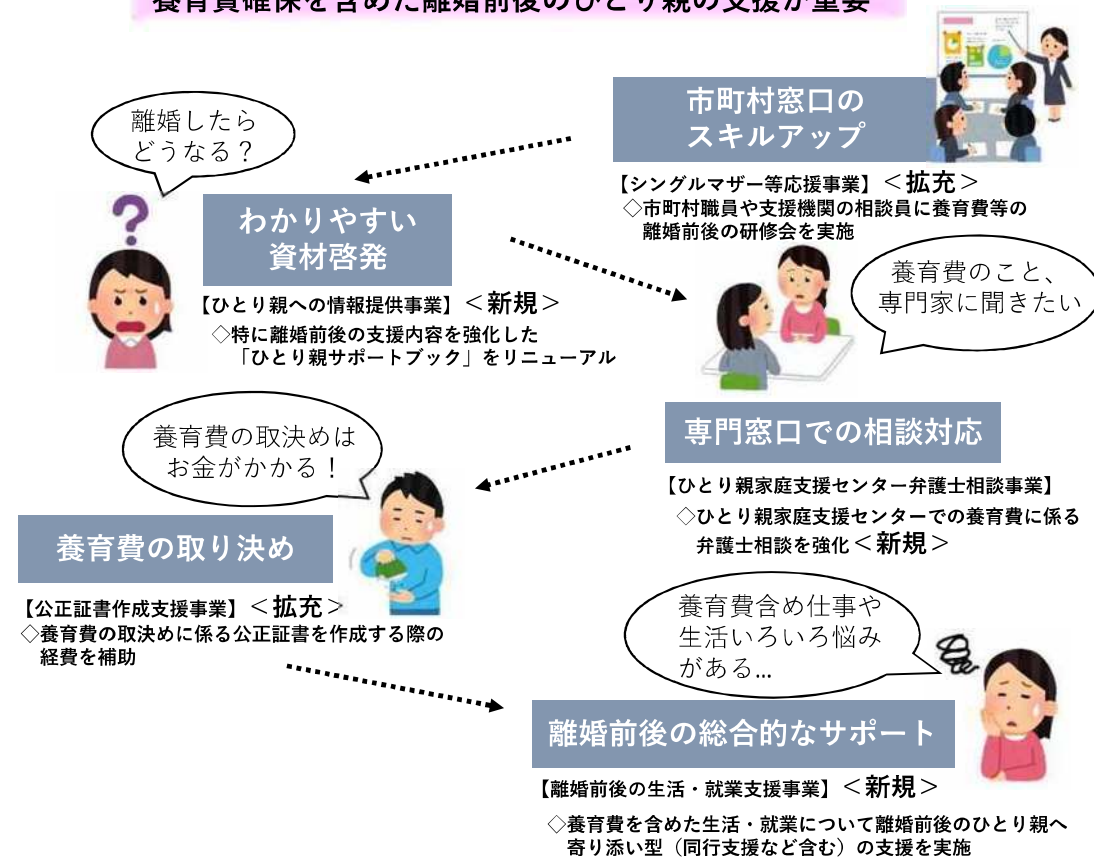
区 分		R6 予算額	R7 予算額	R8 見込額	R9 見込額	R10 以降見込額
事業費(単位：千円)		18,629	25,025	25,025	25,025	
財源内訳	国 庫	7,690	8,419	8,419	8,419	
	起 債					
	その他特定財源	3,145	7,311	7,311	7,311	
	一 般 財 源	7,794	9,295	9,295	9,295	

子どもの貧困の解消に向けた対策事業（R7～R9）

親への支援（養育費確保支援事業）

- ◆経済的に厳しい家庭が多く、相対的貧困状態にあるひとり親は2人に1人である。
- ◆養育費を受け取っているひとり親は、4人に1人程度と少ない。

養育費確保を含めた離婚前後のひとり親の支援が重要



社会資源を活用した子どもへの支援

- ◆相対的貧困世帯に属する児童は約9人に1人で、教育・進路・体験の機会が奪われる。
- ◆子どもの居場所の県内での偏在や、運営に苦慮している団体が多い。

子どもの居場所の開設や活動支援を行い、地域全体で子どもに関わることが重要



目指すべき姿（方向）

ひとり親の経済的自立
子どもの貧困の解消

重点事業調書

担当部局・課名		保健医療部医療推進課、健康推進課、疾病感染症対策課			
重点事業の名称		おかやママ安心サポート事業			
第4次 生き生き プラン	重点戦略	1 結婚・子育ての希望がかなう社会の実現			
	戦略の方向	2 妊娠・出産・子育て支援プログラム			
	施策	3 重点切れ目のない母子保健等の強化 4 重点妊娠・出産に関する正しい知識の普及と相談体制の充実			
第3期 創生 戦略	基本目標	1 結婚・子育ての希望をかなえる			
	対策	1 結婚・子育ての希望をかなえる少子化対策の推進（自然減対策）			
	課題・ターゲット	1-②妊娠・出産の希望がかなう環境づくり			
終期設定(年度)	R9	予算区分	一般	事項名	医師確保・医療体制整備事業費、地域医療介護総合確保事業費(医療分)、母子保健対策費、母子保健事業推進費、岡山がんフロンティア事業費
現状 課題 必要性	【現状】 ・本県の令和5(2023)年の合計特殊出生率は1.32で、引き続き減少傾向にあり、妊娠・出産、子育てを通じ、母子を支える総合的な対策が求められている。また、保健医療計画を育成基本法に基づく計画としても位置づけ、母子に対する切れ目のない支援体制の構築を目指している。 ・令和4(2022)年における体外受精による出生児数は77,206人であり、その割合は総出生児数(770,759人)の約10人に1人となり、年々増加傾向にある。不妊治療は令和4(2022)年度から保険適用となった。 ・将来子どもを産み、育てることを望む小児・AYA世代(※)のがん患者等にとって、治療により妊孕性(妊娠のしやすさ)が低下することは、大きな課題であることから、妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療(以下「妊孕性温存療法等」という。)に要する費用の一部を助成してきた。また、妊孕性温存療法等の有効性・安全性については、エビデンス集積や長期間の検体保存のガイドライン作成等が求められており、国において研究を行っている。 ・※ AYAは、Adolescent and Young Adultの略語で、「思春期・若年成人世代」の意味で使われる。 ・少子化や人材不足により、産科医療機関の閉院が相次ぐなど、安心して妊娠・出産するために不可欠な医療提供体制に重大な懸念が生じており、加えて、令和6(2024)年4月から始まった医師の働き方改革を踏まえた小児・周産期医療提供体制の整備も不可欠となっている。 ・心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業について、国が令和5(2023)年度から対象者を拡大したことから、利用需要が増加している。 ・国の骨太の方針に少子化対策・子ども政策の抜本強化として、産後ケアの人材育成や新生児聴覚検査、新生児マススクリーニングなど母子保健対策の推進が明記されている。 ・新生児マススクリーニング検査について、治療薬の開発等により公費負担対象疾患の追加の必要性が指摘され、令和5年度補正予算より国では重症複合免疫不全症(SCID)及び脊髄性筋萎縮症(SMA)について、実証事業が開始されたところである。 ・限りある医療資源を有効に活用した新たな協働モデルを構築し、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、関係者による協議の場として「おかやママ妊娠・出産・子育て安心サポート連絡協議会」を設置し、情報・課題の共有、意見交換を行っている。				
	【課題・必要性】 ・体外受精による出生割合が年々増加傾向にある中、不妊治療を受けたい方が不妊治療を早期に受けられる環境を整える必要がある。 ・不妊治療は令和4(2022)年度から保険適用となったが、妊娠まで複数回の治療を受ける事例も多く、治療費は依然高額であり、不妊治療を受けやすくするための経済的負担を軽減する必要がある。 ・妊孕性温存療法等は、高額な自費診療となり、小児・AYA世代のがん患者等にとって経済的負担が大きい。経済的負担を軽減するとともに、妊孕性温存療法等についての情報を治療の対象となる患者にもれなく提供する必要がある。 ・安全、安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境の構築に向け、遠方での分娩を余儀なくされている妊婦への経済的負担の軽減を図る必要がある。 ・オープンシステム(※1)・セミオープンシステム(※2)の活用や医療機関・助産所の役割の明確化と機能分担を図りながら、地域全体で持続的な周産期医療提供体制の構築を図る必要がある。 ・※1 地元で妊婦の健康診断を担当した医師・助産師が、分娩時に連絡を受け、周産期母子医療センター等の連携病院に出向き、出産に対応する仕組み ・※2 地元の産科診療所等が妊婦の健康診断を行い、周産期母子医療センター等の連携病院の医師・助産師が出産に対応する仕組み				

現状課題必要性	・子どもの健やかな発達のために、早期発見、早期治療することで健康な生活を送ることができる疾患のマススクリーニング検査の充実が必要である。 ・産後ケア事業を受託する産科医療機関等の偏在のほか、サービス提供体制が不足する中、希望する産後ケアサービスが受けられるよう広域的な調整の必要がある。 ・休日夜間の小児救急に対応できる医療機関が限られ、軽症者を含めた患者の集中により、小児救急医療の現場が逼迫しているため、小児救急電話相談（#8000）のさらなる活用促進や保護者への応急処置等の基礎知識普及等を通じ、家庭の看護力を高めることで、保護者の不安を和らげるとともに、小児救急医療の適正利用を促す必要がある。 ・また、「おかやま妊娠・出産・子育て安心サポート連絡協議会」において、不妊治療への支援、新生児拡大マススクリーニング検査の充実の必要性が指摘された。
事業内容	○妊娠・出産を希望する方への支援 1 新規不妊治療費助成事業《105,700千円》 妊娠まで複数回の治療を受ける方も多く、治療費は高額となるため、不妊治療費の助成を行う市町村への補助を行い、不妊治療を受けやすい環境を整備する。 （補助対象者）保険適用となる生殖補助医療を受けている夫婦又はカップルに対する助成を行う市町村 （補助率）1/2 （補助限度額）1回の治療につき5万円 2 小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業《8,137千円》 (1)妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療に係る治療費助成事業《6,875千円》 小児・AYA世代のがん患者等が、希望を持ってがん治療に取り組めるよう、妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療に係る費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、その有効性等のエビデンスを集積し、将来子どもを産み、育てることの希望を繋ぐ。 （補助対象者）小児・AYA世代のがん患者等 （補助率）国1/2、県1/2 (2)医療従事者研修事業《1,262千円》 がん診療連携拠点病院等に設置されている、がん相談支援センターの医療従事者に対して、助成制度に関する知識や患者への説明スキルを取得するための研修を行う。 ○安心・安全な妊娠・出産を支える産前産後のトータルケア 3 おかやま妊娠・出産サポートセンター事業《2,882千円》 妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援を実施していくため、専門的知識を有する機関において、思春期の健康や妊娠・出産、人口妊娠中絶、婦人科疾患等に悩む者に対して必要な助言や情報提供を行う。 4 新規妊婦に対する交通費等支援事業《11,635千円》 近隣に産科医療機関や分娩取扱施設がなく、遠方の産科医療機関等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦や遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対し、交通費等の助成を行う市町村へ補助を行い、妊婦の経済的負担の軽減を図る。 (1)遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業《7,654千円》 終期：R7 （補助対象者）遠方の産科医療機関等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦 （補助内容）遠方の産科医療機関等までの移動にかかる交通費 （補助率）国1/2、県1/4 (2)妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業《3,981千円》 終期：R8 ＜概ね60分以上の移動時間を要する場合＞ （補助対象者）遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦 （補助内容）分娩取扱施設までの移動にかかる交通費及び出産予定日前から分娩取扱施設の近くで待機するための近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分） （補助率）国1/2、県1/4 ＜概ね30分以上60分未満の移動時間を要する場合＞ ※国庫補助事業の要件緩和を行い、単県事業として実施 （補助対象者）遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦 （補助内容）分娩取扱施設までの移動にかかる交通費及び出産予定日前から分娩取扱施設の近くで待機するための近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分） （補助率）1/2

事業内容	5 拡充産後ケア事業の体制強化事業《1,166千円》 終期：R8 保健師や助産師等を対象に課題解決のための研修や、産後ケアを利用した母親からの意見を聞く場を設けるとともに、産後ケア事業を実施する医療機関等と市町村のマッチングを行い、産後ケア事業の受け皿の確保を推進する。 〇子どもの健やかな成育のための予防活動 6 新生児聴覚検査機器購入補助事業《46,903千円》 終期：R8 新生児聴覚検査の実施に当たり、検査機器の耐用年数が経過し更新が必要な産科医療機関等を対象に、検査機器の購入費用を補助する。 （補助対象者） 聴覚検査機器を更新する必要がある産科医療機関等 （補助基本額） 1医療機関等当たり3,600千円 （補助率） 国1/2、県1/2 7 新生児マススクリーニング検査補助事業《72,825千円》 (1)先天性代謝異常等検査（新生児マススクリーニング）事業《26,586千円》 生後4～6日の新生児を対象に血液による検査を実施し、子どもの健やかな成長を支援している。 (2)拡充新生児マススクリーニング検査（拡大分）補助事業《46,239千円》 重症複合免疫不全症（SCID）、B細胞欠損症（BCD）、脊髄性筋萎縮症（SMA）の3疾患を対象とした新生児マススクリーニング検査について、保護者へ検査費用の補助等を行い、早期発見、早期治療に結び付けることにより、未来を担う子どもたちの健全な発育を図る。 8 小児救急電話相談（#8000）及び家庭の看護力強化事業《25,888千円》 終期：なし 民間事業者に委託し、休日夜間の子どもの体調急変等への対応についての電話相談を受け、医療機関受診の必要性等についてアドバイスを行う。また、医療関係者と連携し、#8000や子どもの救急に関する情報サイトの活用を推進するとともに、地域での出前講座開催等を通じ、家庭の看護力を強化する。 9 おかやママ安心サポート協議会運営事業《487千円》 終期：R8 医療・母子保健、福祉に携わる医療、行政（県、市町村）関係者、有識者等で構成する県単位の協議会を開催し、将来を見据えた持続的な医療提供体制等の構築に向けて、情報・課題の共有、意見交換を行う。 10 少子化社会に対応する妊娠・出産・子育て地域モデル構築事業《22,569千円》 終期：R8 周産期医療の希薄化が懸念される二次保健医療圏の中から、取組意欲のある地域を選定し、医療、行政等関係者による地域協議会を設け、妊娠、出産、産後ケアまでを見通した最適な分娩、健診機能の分化・連携の仕組みづくりや、助産師等へのタスクシフト・タスクシェアの推進、遠方の産科医療機関へのアクセス等の課題改善に取り組む。 また、医師の働き方改革に対応する院内助産・助産師外来施設の整備や、円滑な機能分化を進めるための遠隔診療・相談体制を整備する医療機関等を支援する。 （補助対象者） 医療機関等 （補助内容） 施設・設備整備、助産師雇用等に係る経費補助 （補助率） 1/2
事業の意図 効果等	【意図】 ・医療、母子保健、福祉等の関係者が協働し、保健医療の諸課題の改善に取り組み、妊娠・出産、子育てを「オールおかやま」で支える仕組みを整備することにより、安心して産み育てられる魅力ある地域づくりを進める。 【効果】 ・地域の実情に応じた持続的な妊娠・分娩、母子保健等のセーフティネットが整備される。 ・不妊治療を受けている方や、子どもを持ちたいと思うAYA世代のがん患者等の経済的負担の軽減により、将来子どもを持つことの希望をつなぐことができる。 ・各市町村での産後ケアのニーズと提供体制に応じた効果的で効率的な事業実施につなげることで、利用者が増加し、産後ケアが広く行き届く。 ・分娩取扱機関での新生児聴覚検査体制の維持や、新生児マススクリーニング検査対象疾患の拡大により新生児期における疾患の早期発見、早期治療による子どもの健やかな発達につながる。 ・家庭の看護力が高まり、子どもの急病時の不安、小児救急現場の逼迫が緩和される。 ・上記を通じ、子どもを産み育てることについて前向きに考えられる機運が高まる。

事業目標	事業		生き活き指標、重要業績評価指標(KPI) 等			現状値	目標値	差
	1～10		生き活き	合計特殊出生率		1.32(R5)	1.37(R10)	0.05
	1～10		生き活き	妊娠・出産について満足している母親の割合		86.7(R5)	90.0(R10)	3.3
事業費の見積もり	区 分		R6 予算額	R7 予算額	R8 見込額	R9 見込額	R10 以降見込額	
	事業費(単位：千円)		135,064	298,192	289,287	215,015		
	財源内訳	国 庫	34,369	56,742	51,640	26,205		
		起 債						
		その他特定財源	30,888	40,717	40,717	25,888		
		一 般 財 源	69,807	200,733	196,930	162,922		

おかやママ安心サポート事業 更なる

～ 妊娠から子どもの成育期を支える保健医療の充実 ～

課題

おかやママ妊娠・出産・子育て安心サポート連絡協議会、地域協議会で共有した課題

- 不妊治療を受けている方や、子どもを持ちたいと思う小児・AYA世代のがん患者等の経済的負担が大きい
- 医療資源の偏在により身近な場所での出産できない
- 産前産後の心身のケアや育児のサポート等多面的な支援が求められる
- 子どもの疾患の早期発見、早期治療による健やかな成長への支援が必要

切れ目のない支援により不安を解消！

安心して産み育てる環境づくりの取組

● ライフステージごとの課題を改善



妊娠

◎ 妊娠・出産を希望する方への支援

新 不妊治療費助成事業

【105,700千円】

不妊治療費（保険診療）の助成を行う市町村へ補助

・ 小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業

【8,137千円】

◎ 安心・安全な妊娠・出産を支える産前産後のトータルケア

・ おかやママ妊娠・出産サポートセンター事業【組替】

【2,882千円】

新 遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業

【7,654千円】

遠方の産科医療機関等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦へ、交通費を助成

新 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業

【3,981千円】

遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦へ、交通費及び宿泊費を助成

・ 産後ケア事業の体制強化事業【拡充】

母親からの意見聴取や市町村と実施施設のマッチング

【1,166千円】

出産

◎ 子どもの健やかな成育のための予防活動

・ 新生児聴覚検査機器購入補助事業【継続】

【46,903千円】

・ 新生児マススクリーニング検査（拡大分）補助事業【拡充】

【46,239千円】

新生児マススクリーニングに3疾患を追加

（重症複合免疫不全症（SCID）、B細胞欠損症（BCD）、脊髄性筋萎縮症（SMA））

育児

◎ 子どもの急病の不安緩和、家庭の看護力強化

・ 小児救急電話相談（＃8000）及び家庭の看護力強化事業【継続】

【25,888千円】

タイミングを逃さない対応！



★妊娠・出産の希望に寄り添う
★次世代を担う子どもの健やかな成長へ



重点事業調書

担当部局・課名		保健医療部健康推進課			
重点事業の名称		精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業			
第4次 生き生き プラン	重点戦略	IV 安心で豊かさが実感できる地域の創造			
	戦略の方向	2 福祉サービス推進プログラム			
	施策	6 推進精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進			
第3期 創生 戦略	基本目標				
	対策				
	課題パッケージ				
終期設定(年度)	R9	予算区分	一般	事項名	心の健康支援事業費、精神障害者医療費特別措置費
現状 課題 必要性	【現状】 - 令和4年の精神保健福祉法改正により、精神科病院入院患者の権利擁護の観点から、新たに患者の孤独感の緩和や日常の困りごと等の解消のための第三者の訪問による傾聴や相談を行う取組が令和6年度から法定化され、県にも当該事業の実施が求められている。 - 県は、地域で誰もが安心して暮らせる社会を目指して、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めるために、精神障害者の地域移行・地域定着支援や、未治療者や治療中断者を必要な医療に繋げる取組等を進めている。 【課題】 - 精神疾患の有無に関わらず、心に悩みを抱える人が必要な時（特に夜間）に相談できる窓口が不足している。 - 精神障害に対する偏見などにより、住居が確保できないなど、精神障害者にとって身近な地域での生活が困難な状況がある。 - 地域移行・地域定着の推進には、精神障害者が地域で生活しながら適切な医療が受けられるための方策が求められている。 【必要性】 - 入院患者の権利擁護を推進する必要があることから、県としても法定化された新たな事業に取り組む必要がある。 - 心に悩みを抱える人の不安軽減を図るため、専門職による24時間体制の電話相談窓口を設置する必要がある。 - 地域移行・地域定着を進めるには、精神障害に対する正しい知識の普及と理解の促進とともに、精神障害者が生活するための“住まい”の確保に向けた取組を推進する必要がある。 - 精神障害者が地域で安心して暮らせる社会を実現するためにも、未治療者や治療中断者などを適切な医療に繋げる取組の推進が必要である。 - 精神障害者が地域で暮らしながら、適切な医療を受けるためには、医療費の負担軽減策も必要である。				
	1 病気や障害があっても地域で生活できる施策の展開 早期退院促進事業《1,902千円》 終期：R8 入院患者の孤独感の緩和や日常の困りごと等の解消のため、本人の希望により第三者による相談支援を実施し、患者の権利擁護の推進とともに、円滑な治療を促すことにより患者の早期退院につなげる。 2 様々な相談窓口の設置《12,954千円》 (1)精神保健相談支援事業《11,262千円》 終期：R8 心に悩みを抱える人がいつでも相談できるよう24時間の電話相談窓口を設置するとともに、自死遺族や自殺未遂者等特に支援を必要とする者に対する相談支援を行う。 (2)自殺予防普及啓発事業《1,692千円》 終期：R8 自殺に対する正しい理解の促進を図るとともに、身近な人の悩みのサインに気づき、必要に応じて専門家につなぎ、見守ることのできる人材（ゲートキーパー）の養成を行う。 3 住まいの確保 入院患者等社会復帰促進事業《472千円》 終期：R8 精神科病院入院患者の社会復帰促進のため、居住支援法人が医療機関との連携により住居確保の支援を行った際に要した経費を補助する。 （補助対象者） 居住支援法人 （補助内容） 居住支援法人が医療機関との連携のもと行う当該精神障害者の住居確保に向けた取組への財政支援				

事業内容

(補助限度額) 50 千円

また、物件を所有する不動産関連事業者を対象としたセミナーを実施し、精神障害に対する正しい知識の普及と理解の促進を図り、住居の確保につなげる。

4 地域における医療の提供 《64,724 千円》

(1) 全世代型アウトリーチ事業 《33,939 千円》 終期：R8

未治療者や治療中断者など自ら専門機関に相談できない者に対して、医師や保健師、精神保健福祉士等の専門職で構成される多職種チームによる訪問支援を実施し、必要な医療の受診・治療につなげることにより、重症化を予防し、地域で安心して暮らせる社会の実現を目指す。

また、昨今の子ども・若者の自殺者数が大幅に増加している現状を踏まえ、多職種の専門家で構成される「子ども・若者アウトリーチチーム」を設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験があるなど市町村等では対応が困難な事例に対する早期介入や助言等を行う。

(2) 新規精神障害者医療費特別措置費 《30,785 千円》

精神障害のある人が、身近な地域で自分らしく暮らしていける仕組みづくりの一方策として現行の「県心身障害者医療費公費負担制度」に精神障害者の枠組を追加し、医療費の助成を行う市町村へ補助を行う。

<概 要>

①制度概要 重度精神障害者に係る医療費の助成を行う市町村への補助

②主な内容

- ・精神障害者の一般科への通院及び入院を 1 割負担とする。(現在は 3 割負担)
- ・精神障害者の精神科への入院を 1 割負担とする。(現在は 3 割負担)
- ※ 精神科への通院は、既に「自立支援医療(精神通院)」制度で 1 割負担となっている。
- ・精神科への入院費用の助成対象期間は 3 か月までとする。

③給付対象者 「精神障害者保健福祉手帳(1 級)」と「自立支援医療(精神通院) 受給者証」の両方の所持者

④実施時期 令和 7 年 4 月

事業の意図、効果等

【意図】

・「入院中心から地域生活中心へ」との国の方向性を踏まえ、精神科病院入院患者の早期退院による地域移行・地域定着に向けた様々な施策に取り組むことで、医療や行政、福祉等の関係機関・団体の連携による重層的な支援体制(精神障害にも対応した地域包括ケアシステム)を構築し、もって精神障害者が身近な地域で安心して暮らすことができる社会の実現を目指す。

【効果】

・本事業による退院後 1 年以内の地域生活における平均生活日数の増加
<現状：320 日(H31 年度) → 目標：325.3 日(R8 年度・国の目標と同じ。)>

【根拠：障害者福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 (R5. 5. 19 大臣告示)】

事業目標

事業	生き活き指標、重要業績評価指標(KPI) 等	現状値	目標値	差
1、3、4	精神病床における慢性期(1 年以上)入院患者(人)	2,026(R5)	1,891(R10)	135

事業費の見積もり

区 分	R6 予算額	R7 予算額	R8 見込額	R9 見込額	R10 以降見込額
事業費(単位：千円)	52,616	80,052	80,052	30,785	
財源内訳	国 庫	23,678	25,742	25,742	
	起 債				
	その他特定財源	3,491	4,063	4,063	
	一 般 財 源	25,447	50,247	50,247	30,785